

# 東京都災害復興住宅資金利子補助制度要綱 (三宅島火山活動及び新島・神津島近海地震災害)

平成 12 年 12 月 25 日

12 住開民第 345 号

平成 19 年 3 月 23 日

18 都市住民第 799 号

平成 25 年 10 月 25 日

25 都市住民第 817 号

最終改正 平成 29 年 4 月 1 日

29 都市住民第 1 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、平成 12 年 6 月 26 日以降生じた三宅島火山活動及び新島・神津島近海地震災害により島しょ部において被害を受けた者（以下「被災者」という。）が、その復興に向け住宅の建設、購入又は補修に要する資金として独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の災害復興住宅融資を利用する場合、東京都（以下「都」という。）が当該融資の利子に対する補助（以下「利子補助」という。）を行うことにより、速やかな住宅復興を図り、被災者の生活安定に資することを目的とする。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 住宅

人の居住の用に供する家屋（その一部に事務所、店舗、工場その他の人の居住の用以外の用に供する部分（以下「併用部分」という。）を有するものを含む。以下同じ。）又は家屋の部分をいう。

### (2) 機構の災害復興住宅融資

被災者に対して、機構（平成 12 年 8 月 31 日から平成 19 年 3 月 31 日までは住宅金融公庫）が実施する災害復興住宅の建設資金、購入資金又は補修資金の融資をいう。

## (利子補助枠等)

第 3 条 利子補助の対象の総額及び戸数は、毎年度予算の範囲内で都市整備局長が定める。

(対象地域)

第4条 利子補助の対象となる住宅の所在する地域は、原則として被災者が災害発生時に居住していた都の島しょに属する町村とする。ただし、知事が特別に事由があると認めるときは、都の他の地域についても対象とする。

2 前項、ただし書の規定にかかわらず、補修に係るものは被災者が災害発生時に居住していた都の島しょに属する町村の地域とする。

(申請資格)

第5条 利子補助を受けようとする者（以下「利子補助申請者」という。）は、機構の災害復興住宅融資を利用し、住宅の建設、購入又は補修を行う者でなければならない。

(利子補助対象額及び利子補助期間)

第6条 利子補助の対象とする額（以下「利子補助対象額」という。）は、前条に規定する利子補助申請者が借り入れる機構の災害復興住宅融資の融資額（ただし、中間金融資産は除く。）とし、利子補助期間は10年間とする。ただし、機構返済期間が10年未満の場合は当該機構返済期間とする。

2 利子補助の期間の起算日は、前項に定める機構の災害復興住宅融資の資金交付日の翌日とする。

3 利子補助の期間中に機構の災害復興住宅融資金の残額の全額を繰上償還した場合、利子補助期間は全額の繰上償還を実行した日までとする。

(利子補助金)

第7条 知事は、次の各号に規定する利子補助の率により第12条に基づき算出した額を、利子補助金として交付するものとする。

(1) 前条に定める利子補助の期間における当初5年間（元金据置期間を含む。）においては、利子補助申込者が借り入れる機構の災害復興住宅融資の利率

(2) 前号の期間を経過した残り5年間については、1パーセント（機構融資の年利率が1パーセント未満の場合は、当該利率）

(利子補助金の交付申請)

第8条 利子補助申請者は、東京都災害復興住宅資金利子補助交付申請書に、機構の災害復興住宅資金借入申込書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による交付の申請を受理したときは、利子補助予定通知書を利子補助申請者に通知する。

3 利子補助申請者は、機構の災害復興住宅融資の予約又は承認がなされたとき、速やかに別に定める書類を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 知事は、前条の規定による書類の提出があったときは、これを審査し、適格であると認める者を災害復興住宅資金利子補助対象者（以下「利子補助対象者」という。）として決定するとともに、利子補助金の交付を決定し、災害復興住宅資金利子補助資格及び交付決定通知書により通知する。

(利子補助資格及び交付決定の取消し)

第10条 知事は、利子補助対象者が次の各号の一に該当するときは、前条の規定による利子補助対象者の決定及び利子補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申込みによって利子補助対象者としての決定を受けたとき。
- (2) 機構の災害復興住宅融資の承認が取り消される等融資が受けられなくなったとき、又は融資の契約解除が行われたとき。
- (3) 前二号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 知事は、前項の規定による利子補助対象者の決定及び利子補助金の交付決定の取消しを決定したときは、災害復興住宅資金利子補助資格及び交付決定取消通知書により通知する。

(融資金借受報告及び額確定申請)

第11条 利子補助対象者は、機構の災害復興住宅融資金を借り受けた日（以下「融資実行日」という。）から起算して90日以内（ただし、知事が特別の事由があると認めるときはこの限りではない。）に、住宅金融支援機構融資金借受報告書兼利子補助額確定申請書（以下「額確定申請書」という。）に、別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

(利子補助額の決定)

第12条 知事は、前条に規定する額確定申請書が適正と認めるときは、次の各号に定める計算方法により得た額を利子補助の額として決定する。

- (1) 利子補助対象額に、機構の災害復興住宅融資の年利率及び償還期間により算出した元利均等月賦償還額と、機構の災害復興住宅融資の年利率から第7条の各号に規定する率を控除した年利率及び償還期間により算出した元利均等月賦償還相当額との差により得た額を利子補助の月額とする。
- (2) 機構の災害復興住宅融資の返済にボーナス償還を併用する者については、利子補助対象額を毎月償還分及びボーナス償還分に区分し、毎月償還分については前号の計算方法により得た額を利子補助の月額とし、ボーナス償還分については、機構の災害復興住宅融資の年利率及び償還期間により算出した元利均等半年賦償還額と、機構の災

害復興住宅融資の年利率から第7条の各号に規定する率を控除した年利率及び償還期間により算出した元利均等半年賦償還相当額との差により得た額をボーナス償還分利子補助額とする。

2 前項の規定にかかわらず元金据置期間の利子補助金の額は、次の各号に定める計算方法により得た額とする。

(1) 利子補助対象額に機構の災害復興住宅融資の年利率を12で割った率を乗じて得た額を利子補助の月額とする。

(2) 機構の災害復興住宅融資の返済にボーナス償還を併用する者については、利子補助対象額を毎月償還分及びボーナス償還分に区分し、毎月償還分については前号の計算方法により得た額を利子補助の月額とし、ボーナス償還分については機構の災害復興住宅融資の年利率を2で割った率を乗じて得た額をボーナス償還分利子補助額とする。

(利子補助額確定通知)

第13条 知事は、前条の規定による利子補助金の額を確定したときは、災害復興住宅資金利子補助額確定通知書により、利子補助対象者に通知する。

(繰上償還)

第14条 前条の規定により利子補助金の額の決定を受けた者は、利子補助期間中いつでも、機構に対し利子補助対象の融資金の残額の全部又は一部を繰上償還（以下「繰上償還」という。）することができる。この場合、繰上償還を行った者は、遅滞なく、知事に報告しなければならない。

(利子補助金の支払い)

第15条 知事は、第13条に規定する利子補助額確定通知を受けた利子補助対象者の請求により、利子補助金を年2回支払うものとする。

2 前項に規定する利子補助金の支払いは、機構に対する償還金の償還状況を確認した後、行うものとする。

(利子補助金の返還)

第16条 知事は、利子補助対象者が第10条の規定により、利子補助の交付の決定を取り消したときは、既に支払った利子補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第17条 この要綱を実施するために必要な事項は、都市整備局長が別途定める。

附 則（平成 12 年 12 月 25 日 12 住開民第 345 号）

この要綱は、平成 12 年 12 月 25 日から実施する。

附則（平成 19 年 3 月 23 日 18 都市住民第 799 号）

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の東京都災害復興住宅資金利子補助制度要綱の規定は、この要綱の施行日以後に利子補給の申込みを受け付けたものから適用するものとし、同日前に、利子補給の申込みを受け付けたものについては、なお従前の例による。

附則（平成 25 年 10 月 25 日 25 都市住民第 817 号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 改正後の東京都災害復興住宅資金利子補助制度要綱の規定は、この要綱の施行日以後に利子補給の申込みを受け付けたものから適用するものとし、同日前に、利子補給の申込みを受け付けたものについては、なお従前の例による。

附則（平成 29 年 4 月 1 日 29 都市住民第 1 号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 改正後の東京都災害復興住宅資金利子補助制度要綱の規定は、この要綱の施行日以後に利子補給の申込みを受け付けたものから適用するものとし、同日前に、利子補給の申込みを受け付けたものについては、なお従前の例による。